

2019 北海道最賃情報

2019年8月7日〈No. 4〉

発行：連合北海道最賃対策委員会

2019年度地域最賃861円で結審 26円の引き上げ、10月3日から発効見込み

第4回北海道最低賃金審議会(以下、審議会)が8月7日開催され、2019年度の北海道地域最低賃金を現行の835円から26円引き上げて861円に改正することで結審した。発効日は本年10月3日となる見込み。

6月初旬から始まった本年度の審議に際して労働者側は、「雇用戦略対話合意」「ニッポン一億総活躍プラン」「働き方改革実行計画」等において示されている、「全国加重平均1,000円を目指す」に配慮した審議と合わせ、働き手・人口流出の一因となっている地域間格差の解消や「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる水準を実現するために、中央最低賃金審議会(以下、中賃)目安の26円にこだわらない大幅な引き上げとすることや早期の発効とすることなど、雇用形態に関わらず、働いて得た賃金で家族とともに生活し、将来展望を描くことができる最低賃金の大幅な引き上げを強く求めた。

これに対して使用者側は、「中小企業を取り巻く経営環境は厳しい」等と主張し、目安を大幅に下回る改定額を提示した。また、「10月1日発効」ありきの審議日程にこだわるべきではないと、年越し発効も視野に入れた発効日の後ろ倒しも主張した。

審議会での議論は、労使譲らない激しい審議が続き、累次にわたったが、公益側から『より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す』に配慮すると共に、中賃から示された目安に関する公益委員見解を参酌し、目安に基づく26円の引き上げが提案され、最終的に使用者側が反対したものの、公益・労働者側の賛成多数により結審した。

また、例年の10月1日発効には8月5日結審が求められていたが、中賃での目安額提示直後の8月1日から精力的に審議を図ったものの、審議に時間を要し、10月3日発効の見込みとなった。連合調査では8月7日現在、28都府県で結審しているが、26都府県で10月1日発効となっている。

一方、地域間格差の解消も求めたが、1,013円で結審したAランク東京都とCランク北海道の差は昨年の150円から152円に拡大した。この状況を早急に是正しなければ北海道の事業所の99%以上を占める中小・小規模企業の労働力確保・事業継続は困難である。

本年度の北海道地域最低賃金改定の闘いは収束を図るが、審議を後方から支援いただいた地方議会における意見書採択、審議会ヤマ場に向けたFAX行動・集会などの取り組みに協力いただいたことに感謝申し上げます。今後は10月に予定されている消費税増税による物価動向を注視すると共に、改正された最低賃金の履行確保、法令遵守、更には中小・小規模企業の経営環境の基盤整備にむけた政府施策の早期かつ確実な実施、特定(産業別)最低賃金の引き上げを強く求めていくこととする。